

第4編

業務主任者等の職務

1. 業務主任者等の職務

(1) 販売事業者の登録内容の変更を監督する

販売所の貯蔵施設（容器置き場）の位置及び構造、保安業務を行うものの氏名又は名称及びその所在地、賠償責任保険の契約内容について、変更が生じた場合に遅滞なく届け出るよう監督する事。

(2) 法第14条書面を作成し、又は作成を指導する

書面交付に関して責任を持って実施し、又は実施するよう指導する事。

▶ 「液石法」第14条（書面の交付）

液化石油ガス販売事業者は、消費者と液化石油ガスの販売契約を締結したときは、遅滞なく、次の事項を記載した書面を交付しなければならない。記載した事項を変更したときは、変更した部分についても、同様に交付しなければならない。

① 液化石油ガスの種類の明記

種類	プロパン及びプロピレンの合計量の含有率
「い号」	80%以上
「ろ号」	60%以上 80%未満
「は号」	60%未満

② 液化石油ガスの引き渡しの方法

計画的な容器の交換・バルク供給設備への充てんにより、消費者の継続的消費に支障を生じないよう、遅滞なく配管等に確実に接続して引き渡すこと。ただし、調整器を接続した8リットル（充てん量3kg）以下の容器を引き渡す場合、または屋外で移動して消費する設備（屋台など）の場合には接続義務はありません。ガスマーティによる体積販売の場合、ガスマーティの出口を引き渡し箇所としている。

③ 供給設備及び消費設備の管理の方法

供給設備は販売事業者に維持管理義務があり、法定期限内の点検、容器交換時の点検により管理されていることを明記する。消費設備は販売事業者（保安機関）が法定期限内の調査を行ない保安の確保に努めるが、維持管理責任は消費者にある。

消費設備については、周知文書や保安啓蒙用のパンフレットなどを参考に、消費者自身に責任を持って管理していただく。

④ 消費設備の調査の方法及び周知の方法

供給開始時とその後法定期限内に販売事業者（保安機関）が消費設備の調査を行い、基準に適合しない場合は通知する。

災害の発生の防止に関し、必要な事項を周知する。

⑤ 交付する消費者について保安業務を行う認定保安機関の氏名又は名称

「交付する消費者について・・・」の表記に注意。一人一人の消費者ごとに、保安

機関名が正確に通知されていなければならぬ。地区が異なれば2号業務や6号業務の実施者が変わることもある。容器による配送とバルク供給でも保安機関が異なることもある。消費者が「うちはどこの保安機関が対応してくれるの?」との質問に対して明確な返答が求められる。

⑥ その他経済産業省令で定める事項

(書面の記載事項)

- 1) 一般消費者等が液化石油ガスを消費する場合の液化石油ガス販売事業者及び保安機関の責任に関する事項
- 2) 液化石油ガスを消費する場合の一般消費者等の責任に関する事項
- 3) 液化石油ガスの計量の方法
- 4) 質量により販売した液化石油ガスであって消費されないものの引取りの方法
- 5) 液化石油ガスの価格の算定方法、算定の基礎となる項目及び算定の基礎となる項目についての内容の説明
- 6) 供給設備及び消費設備の所有関係
- 7) 供給設備及び消費設備の設置、変更、修繕及び撤去に要する費用の負担の方法
- 8) 液化石油ガス販売事業者の所有する消費設備を一般消費者等が利用する場合において、当該一般消費者等が支払うべき費用の額及び徴収方法（当該消費設備の所有権が液化石油ガス販売事業者にある場合に限る。）
- 9) 消費設備に係る配管について、液化石油ガスの販売契約解除時に液化石油ガス販売事業者から一般消費者等に所有権を移転する場合の精算額の計算方法（当該配管の所有権が液化石油ガス販売事業者にある場合に限る。）

10) 保安機関の名称、住所及び連絡方法

(3) L Pガスの販売方法が基準に適合するよう監督する

質量販売の方法、需要家先の充てん容器の設置基準適合、また容器・貯槽の再検査状況、L Pガスの引渡しの方法、契約解除に係わる適正な対処など、基準に適合するよう監督する事。

▶ 「液石法」第16条第2項（基準適合義務）

液化石油ガス販売事業者は、経済産業省令で定める基準に従って液化石油ガスの販売をしなければならない。

▶ 充てん容器

接続にあたっては、外面に異常なく、かつ、漏えいのないものを用いる。

充てん期間が明示され、充てん期限を6ヶ月以上経過していないこと。

次の場合以外は、必ず配管等に接続すること。

- ① 屋外で移動して消費される質量販売の場合
- ② 調整器が接続された内容積8リットル以下（3kg以下）の容器を使用する場合
- ③ カップリング付容器バルブを備えた内容積25リットル以下（10kg以下）の容器を使用する場合

容器の交換はLPGガスの供給を中断することなく行うこと。ただし、中断する場合は、使用中の燃焼器からガスが漏えいする事がないよう、末端ガス栓を閉止する等の措置を講じてすること。（消費設備が1である場合に限る）

▶ 貯蔵施設（ボンベ庫）

充てん容器、残ガス容器はそれぞれ区分して保管する。必要なもの以外は置かない。

貯蔵施設の周囲2m以内に火気、または引火性・発火性の物を置かない。

容器は常に40℃以下に保つ。

転落・転倒防止及びバルブの損傷防止措置を講じ、粗暴な取扱いをしない。

携帯電燈以外の燈火を携えて立ち入らない。

▶ 供給設備・消費設備の所有区分

（消費設備の所有権が販売事業者にある場合）

供給開始時までに当該消費設備が販売事業者の所有する設備であることを消費者に確認すること。

販売契約の解除の申し出があった場合、消費設備であって販売事業者が所有するものについては、適正な対価で消費者に所有権を移転すること。

消費者宅に他の販売事業者の供給設備が既に設置されている場合、販売契約の解除の申し出があっても「相当期間（基準として1週間）」が経過するまで供給設備を撤去しないこと。ただし、撤去することについて販売事業者の同意を得ているときはこの限りではない。

消費者から販売契約の解除の申し出があった場合、販売事業者は消費者の要求に応じ、自らが所有する供給設備を遅滞なく撤去すること。ただし、設備の撤去が困難な場合やその他の正当な事由が認められる場合は除かれる。例えば、バルク貯槽により供給され、撤去に時間を要する場合が「撤去が困難な場合」に該当し、販売契約条項に「販売契約の解除については、売掛金等がある場合、供給設備の撤去はその清算と同時に履行する…」といった内容が記されている場合が「その他正当な事由」にあたる。

▶ 販売方法

液化石油ガスは、計量法に規定する法定計量単位による体積（m³）により、ガスマーターを通して販売する。ただし次の場合は質量販売できる。

- ① 内容積20リットル以下（8kg以下）の容器により販売する場合
- ② 屋外で移動して消費される質量販売の場合
- ③ 調整器が接続された内容積8リットル以下（3kg以下）の容器を使用する場合
- ④ カップリング付容器バルブを備えた内容積25リットル以下（10kg以下）の容器を使用する場合
- ⑤ その他特別な事情により認められた場合

質量販売された液化石油ガスで消費されないものは、消費者立会いの下に計量し、適正な価格で引き取る。

液化石油ガスの引渡しは消費者の継続的消費に支障を生じないよう遅滞なくすること。

取り外した容器は、バルブを確実に閉止し、かつ安全な場所に移すこと。

▶ 貯槽・バルク貯槽

販売所内に設置されている貯槽・バルク貯槽の周囲 2m以内に、火気、引火性・発火性の物を置かない。(消費先の供給設備との扱いの違いに注意) 貯槽・バルク貯槽の修理・清掃にあたっては基準(液石法規則第 16 条第 19 号イ～ヘ)に則り、保安上支障のない状態で行う。

3t 以上の貯槽・バルク貯槽は沈下状況を測定し、沈下の程度に応じて適切な措置を講ずる。

貯槽・バルク貯槽のバルブ操作は過大な力を加えないこと。

バルク貯槽及び付属機器は告示で定めるところにより検査を行う。

バルク容器に設ける機器類は告示で定めるところにより検査を行う。

▶ 供給管・配管、集合装置の修理

修理のため液化石油ガスを遮断する場合は、基準(下記)に従って、保安上支障のない状態で行う。「液石法」規則第 16 条第 19 号の 2 イ、ロ

イ 修理の計画を定め、作業責任者の監督のもとで行う。

ロ 修理後は漏えいの無いことを確認するまで使用してはいけない。

(4) 貯蔵施設が基準に適合するよう監督する

貯蔵施設に関して、保安距離や構造など技術上の基準に適合し、又は維持されるよう監督する事。

(5) 供給設備が基準に適合するよう監督する

供給設備に関して、容器・貯槽の設置状況や調整器等の状況が技術上の基準に適合し、又は維持されるよう監督する事。(点検等の結果不備があれば、交換・改善を指示し、改善の完了まで監督すること)

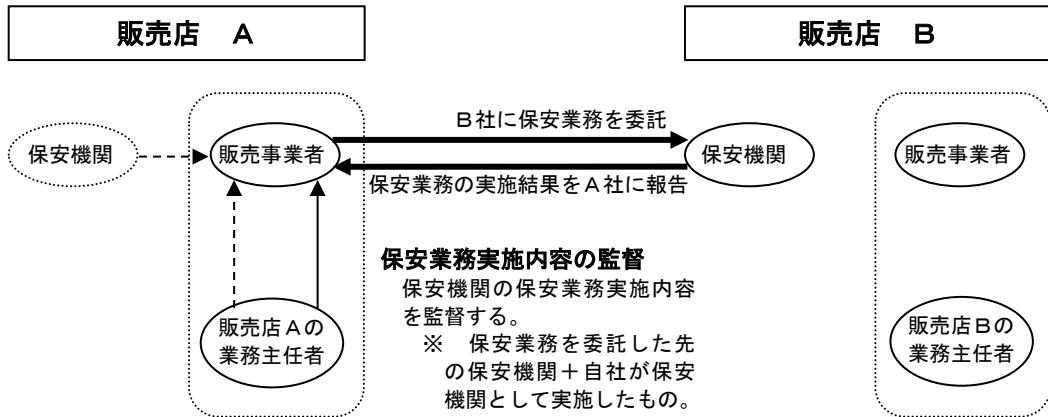
(6) 保安教育を計画、立案実施し、又はその監督を行う

従業員に対し保安教育を実施し、記録を作成し保存する事。

(7) 7つの保安業務の実施内容と結果を確認する

- ① 供給開始時点検調査
- ② 容器交換時等供給設備点検
- ③ 定期供給設備点検
- ④ 定期消費設備調査
- ⑤ 周知
- ⑥ 緊急時対応
- ⑦ 緊急時連絡

以上 7 つの保安業務に関して、自らが実施する場合また、他の保安機関に委託した場合においてもその実施内容及び実施結果について確認し、不適合がある場合は然るべき改善及び改善指示を実施する事。(調査・点検の結果不備があった場合や、緊急時連絡など保安機関から連絡があった場合、保安機関に対して対応を指示すること)



(8) 許可を必要とする貯蔵施設・特定供給設備の基準適合状況を監督する

1t 以上のバルク貯槽、又は容器 3t 以上の特定供給設備や貯蔵施設が許可なく変更され、また完成検査を受けずに使用されることがないよう監督する事。

(9) 充てん設備に関する基準適合状況を監督する

民生用バルクローリーが許可なく変更され、また完成検査・保安検査を受けずに使用される事がないよう監督する事。

(10) 帳簿の記載及び報告の内容について監督する

保安業務の委託先名簿、緊急時受付簿、保安台帳等の備えなければならない帳票、また液化石油ガス販売事業報告（様式第 2 編 第 1 章 P42）に関して、その実施状況を監督する事。（保安業務の実施に関しても帳簿として記載されるべき事項が正しく記載されるよう監督する）

規則 131 条に規定する販売事業者が帳簿に記載すべき事項は、販売事業者ごとに以下のとおり

記載すべき場合	記載すべき事項
1. 液化石油ガスを体積により一般消費者等に販売した場合	① 充てん容器の種類及び数 ② 販売開始の年月日 ③ 販売先 ④ 充てん容器を交換した年月日及び充てん容器の種類又は数に変更のあった場合においてはその内容
2. 液化石油ガスを質量により一般消費者等に販売した場合	① 充てん容器の種類及び数 ② 販売の年月日 ③ 販売先
3. 販売した液化石油ガスであつて消費されないものを一般消費者から引き取った場合	① 引き取った液化石油ガスに係る充てん容器の種類及び数 ② 引取の年月日 ③ 引取元
4. 液石法第 14 条第 1 項の書面交付を行った場合	① 書面交付に係る一般消費者の氏名又は名称及び住所 ② 書面交付をした者の氏名 ③ 書面交付の年月日 ④ 書面の内容
5. 販売事業者が自ら行った場合	
1. 供給開始時点検・調査を行った場合	① 供給開始時点検・調査に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 ② 供給開始時点検・調査を行った者の氏名 ③ 供給開始時点検・調査の結果 ④ 供給開始時点検・調査の実施又は法第 27 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の通知をした場合は、その内容

		<p>⑤ 供給開始時点検・調査又は通知の年月日 ⑥ 供給開始時調査に係る燃焼器の製造者又は輸入者の名称 ⑦ 供給開始時調査に係る燃焼器の型式及び製造年月</p>
2	容器交換時等供給設備点検を行った場合	<p>① 容器交換時等供給設備点検に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 ② 容器交換時等供給設備点検を行った者の氏名 ③ 容器交換時等供給設備点検の結果 ④ 容器交換時等供給設備点検の実施又は法第 27 条第 1 項第 1 号の通知をした場合は、その内容 ⑤ 容器交換時等供給設備点検又は通知の年月日</p>
3	定期供給設備点検を行った場合	<p>① 定期供給設備点検に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 ② 定期供給設備点検を行った者の氏名 ③ 定期供給設備点検の結果 ④ 定期供給設備点検の実施又は法第 27 条第 1 項第 1 号の通知をした場合は、その内容 ⑤ 定期供給設備点検又は通知の年月日</p>
3	定期供給設備点検を拒否された場合	<p>① 法第 34 条ただし書中の承諾を得ることができなかった一般消費者等の氏名又は名称及び住所 ② 法第 34 条ただし書中の承諾を求めた者の氏名 ③ 法第 34 条ただし書中の承諾を求めた年月日</p>
4	定期消費設備調査を行った場合	<p>① 定期消費設備調査に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 ② 定期消費設備調査を行った者の氏名 ③ 定期消費設備調査の結果 ④ 定期消費設備調査の実施又は法第 27 条第 1 項第 2 号の通知をした場合は、その内容 ⑤ 定期消費設備調査又は通知の年月日 ⑥ 定期消費設備調査に係る燃焼器の製造者又は輸入者の名称 ⑦ 定期消費設備調査に係る燃焼器の型式及び製造年月</p>
4	定期消費設備調査を拒否された場合	<p>① 法第 34 条ただし書中の承諾を得ることができなかった一般消費者等の氏名又は名称及び住所 ② 法第 34 条ただし書中の承諾を求めた者の氏名 ③ 法第 34 条ただし書中の承諾を求めた年月日</p>
5	周知を行った場合	<p>① 周知に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 ② 周知を行った者の氏名 ③ 周知の内容 ④ 周知の年月日</p>
6	緊急時対応を行った場合	<p>① 緊急時対応に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 ② 緊急時対応を行った者の氏名 ③ 緊急時対応の内容及び結果 ④ 緊急時対応を行った年月日</p>
7	緊急時連絡を行った場合	<p>① 緊急時連絡に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 ② 緊急時連絡を行った者の氏名 ③ 緊急時連絡の内容及び結果 ⑤ 緊急時連絡を行った年月日</p>
5	液石法第 29 条の認定を受けた保安機関に液石法第 27 条第 1 項各号の業務委託した場合	<p>① 委託に係る一般消費者の氏名又は名称及び住所 ② 委託を行った保安機関の氏名又は名称及びその事業所の所在地 ③ 保安業務の結果 ④ 供給設備が液石法第 16 条の 2 第 1 項の技術上の基準に適合しないものであった場合は、それに対して講じた措置の内容 ⑤ 消費設備が液石法第 35 条 5 の技術上の基準に適合しないものであった場合は、その消費設備の所有者又は占有者に通知した内容 ⑥ 液石法第 27 条第 1 項第 4 号に基づき実施した措置の内容 ⑦ 保安業務を行った年月日</p>
6.	貯蔵施設又は特定供給設備に異常があった場合	<p>① 異常の内容 ② 異常に対して講じた措置 ③ 異常があった年月日及び措置をした年月日</p>

液石法に規定されている事

- ※ 業務主任者は、誠実にその職務を行わなければならない。
- ※ 液化石油ガス販売事業に従事する者は、業務主任者がこの法律又はこの法律に基く命令の実施を確保するためにする指示に従わなくてはならない。
- 業務主任者は、L P ガス販売事業者が実施すべき保安活動を具体的に実施または管理・監督する義務を負っている。
- 液石法を遵守し、自主保安を確立するためには、業務主任者が責任を持って職務にあたり、第一線でリーダーシップを発揮する事。
- 業務主任者の代理者は、業務主任者が職務を行えない場合、その職務を代行する。

2. 保安機関の職務

保安機関は、保安業務区分ごとに保安業務の実施の方法及び結果報告について保安業務規程に定め、規程に基づく保安業務の的確かつ円滑な遂行を図る。

- (1) 保安業務規程の作成と変更・認可を受けること
- (2) 保安業務計画書の作成
 - 一般消費者数の増加認可申請及び減少届出の作成
- (3) 保安業務計画書に基づいた保安業務資格者の確保
- (4) 保安業務計画書に基づいた保安業務機器の維持管理
- (5) 保安業務実施状況報告の作成と関係機関への提出（第2編第2章P105参照）
- (6) 保安業務の実施結果の販売事業者への通知
- (7) 保安業務の再委託禁止の遵守
- (8) 帳簿の記載及び報告の内容についての監督

規則131条に規定する保安機関が帳簿に記載すべき事項は、自ら行う販売事業に係る保安業務にあっては販売所ごとに、委託を受けた保安業務にあっては委託を受けた販売事業者ごとに、以下のとおり。

記載すべき場合	記載すべき事項
1. 供給開始時点検・調査を行った場合	① 供給開始時点検・調査に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 ② 供給開始時点検・調査を行った者の氏名 ③ 供給開始時点検・調査の結果 ④ 供給開始時点検・調査の実施又は法第 27 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の通知をした場合は、その内容 ⑤ 供給開始時点検・調査又は通知の年月日 ⑥ 供給開始時調査に係る燃焼器の製造者又は輸入者の名称 ⑦ 供給開始時調査に係る燃焼器の型式及び製造年月
2. 容器交換時等供給設備点検を行った場合	① 容器交換時等供給設備点検に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 ② 容器交換時等供給設備点検を行った者の氏名 ③ 容器交換時等供給設備点検の結果 ④ 容器交換時等供給設備点検の実施又は法第 27 条第 1 項第 1 号の通知をした場合は、その内容 ⑤ 容器交換時等供給設備点検又は通知の年月日
3. 定期供給設備点検を行った場合	① 定期供給設備点検に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 ② 定期供給設備点検を行った者の氏名 ③ 定期供給設備点検の結果 ④ 定期供給設備点検の実施又は法第 27 条第 1 項第 1 号の通知をした場合は、その内容 ⑤ 定期供給設備点検又は通知の年月日
3 2. 定期供給設備点検を拒否された場合	① 法第 34 条ただし書中の承諾を得ることができなかった一般消費者等の氏名又は名称及び住所 ② 法第 34 条ただし書中の承諾を求めた者の氏名 ③ 法第 34 条ただし書中の承諾を求めた年月日
4. 定期消費設備調査を行った場合	① 定期消費設備調査に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 ② 定期消費設備調査を行った者の氏名 ③ 定期消費設備調査の結果 ④ 定期消費設備調査の実施又は法第 27 条第 1 項第 2 号の通知をした場合は、その内容 ⑤ 定期消費設備調査又は通知の年月日 ⑥ 定期消費設備調査に係る燃焼器の製造者又は輸入者の名称 ⑦ 定期消費設備調査に係る燃焼器の型式及び製造年月
4 2. 定期消費設備調査を拒否された場合	① 法第 34 条ただし書中の承諾を得ることができなかった一般消費者等の氏名又は名称及び住所 ② 法第 34 条ただし書中の承諾を求めた者の氏名 ③ 法第 34 条ただし書中の承諾を求めた年月日
5. 周知を行った場合	① 周知に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 ② 周知を行った者の氏名 ③ 周知の内容 ④ 周知の年月日
6. 緊急時対応を行った場合	① 緊急時対応に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 ② 緊急時対応を行った者の氏名 ③ 緊急時対応の内容及び結果 ④ 緊急時対応を行った年月日
7. 緊急時連絡を行った場合	① 緊急時連絡に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 ② 緊急時連絡を行った者の氏名 ③ 緊急時連絡の内容及び結果 ⑤ 緊急時連絡を行った年月日

3. 充てん事業者の職務

- (1) 充てん設備を設置する場合、県の許可と完成検査を受け、充てん設備の技術上の基準に適合させること。
- (2) 充てん作業者に、技術上の基準に従って充てん作業を行わせること。
- (3) 充てん作業者に、保安上の教育を受けさせ、充てん作業者の再講習を受講させること。
- (4) 充てん事業報告を県に提出すること。
- (5) 保安検査を受検し、合格させること。
- (6) 移動式製造の許可を受けている充てん設備にあっては、危害予防規程の制定・届出を行うこと。
- (7) 移動式製造の許可を受けている充てん設備にあっては、保安統括者等の選任・届出を行うこと。
- (8) 移動式製造の許可を受けている充てん設備にあっては、製造の開始の届出を行うこと。(新規許可の場合)
- (9) 充てん事業者は、必要な帳簿を整理・作成すること。

規則 131 条に規定する充てん事業者が、帳簿に記載すべき事項は以下のとおり。

記載すべき場合	記載すべき事項
1. 充てんした場合	<ol style="list-style-type: none">① 充てんに係る貯蔵設備の貯蔵能力並びにその貯蔵設備から液化石油ガスの供給を受けている一般消費者等の氏名又は名称及び住所② 充てんした年月日③ 充てんした液化石油ガスの量④ 充てんに係る充てん設備
2. 充てん設備の保安検査を受けた場合	<ol style="list-style-type: none">① 保安検査を受けた充てん設備② 保安検査を行った者の氏名又は名称及び住所③ 保安検査の結果④ 充てん設備が法第 37 条の 4 第 2 項の技術上の基準に適合していない場合は、それに対して講じた措置の内容⑤ 保安検査又は措置をした年月日
3. 充てん設備に異常があった場合	<ol style="list-style-type: none">① その内容② それに対して講じた措置③ 異常があった年月日及び措置を講じた年月日

- (10) 保安機関である充てん事業者が、保安業務の委託を受けた場合、委託先販売事業者へ保安業務の実施通知を行うこと。

4. 販売主任者の職務

販売主任者は、高圧ガスの販売に係る保安に関する業務を管理する。(保安法第32条第7項)

- (1) 高圧ガスの移動の基準の維持 (保安法第23条・液石則48、49条)
- (2) 販売事業者等に係る技術上の基準の維持 (保安法20条の6第1項・液石則第41条)
- (3) 消費先保安台帳の整備 (小売業者用)・販売先保安台帳の整備 (卸売業者用)
- (4) 容器授受簿の管理 (小売業者用)
- (5) 気密試験結果記録・調整器検査記録の整備 (小売業者用)
- (6) 事故届の作成 (液石則96条)

【備 考】

液石則第48条 車両に固定した容器による移動に係る技術上の基準等 (移動式製造設備) ※ 第2編5章P222、P223 参照

液石則第49条 その他の場合における移動に係る技術上の基準等 (シリンダー配送) ※ P325 参照

保安法液石則第49条の基準に対する事項(その他の場合における移動にかかる技術上の基準等)

号	項目	内 容	備 考
1	警戒標	車両の前後に高圧ガス標示板を掲げる。	内容積が25リットル以下ののみの積載車両であって合計内容積が50リットル以下の場合は除外。
2	温度	充填容器等はその温度を常に40℃以下に保つ。	
3	バルブの保護	突出したバルブのある充填容器等には、固定式プロテクター又はキャップを施す。	
4	衝撃及び損傷の防止	転落転倒等による衝撃、損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱をしないこと。	一段積み10kg以下を除く。 横積み禁止。
5	消火設備 応急処置用資材工具	P327(例示基準)参照	内容積が25リットル以下ののみの積載車両であって合計内容積が50リットル以下の場合は除外。
6	混載の禁止	消防法第2条第7項に規定する危険物を同一の車両に積載移動の禁止。	内容積120リットル未満の充填容器等と消防法別表第一に掲げる第四類の危険物は除外 ※ 消防法第2条第7項(別表第一 第四類【抜粋】)参照
7	駐車	駐車する場合にあっては、充填容器等の積み卸しを行うときを除き、第一種保安物件の近辺及び第二種保安物件が密集する地域を避け、かつ交通量が少ない安全な場所を選ぶこと。また、運転者は食事その他やむを得ない場合を除き、当該車両を離れないこと。	内容積が25リットル以下ののみの積載車両であって合計内容積が50リットル以下の場合は除外。
8	質量3000kg以上の移動	48条14号から48条18号を参照	
9	質量3000kg以下の移動	48条18号を参照	内容積が25リットル以下(液化石油ガス移動時の注意事項を示したラベルが貼付されているものに限る。)のみの積載車両であって合計内容積が50リットル以下の場合は除外。

※ 消防法第2条第7項(別表第一 第四類【抜粋】)

類 別	性 質	品 名
第四類	引火性液体	一 特殊引火物 二 第一石油類 三 アルコール類 四 第二石油類 五 第三石油類 六 第四石油類 七 動植物油類

→ 上記品名の内容については、消防法別表第一 備考 十~十七を参照

保安法液石則第49条第1項第8号の基準に対する事項（バラ積み3t以上の移動）

※ 48条第1項各号の基準を準用

号	項目	内 容	備 考
14	移動監視者	移動の監視者は、丙種化学責任者免状等所持者を乗務員とする。	質量3000kg以上の液化石油ガスの移動
15	免状の携帯	移動するときは免状を携帯する。	質量3000kg以上の液化石油ガスの移動
16	危険時の措置	充填容器等を積載した車両により、質量3000kg以上の液化石油ガスを移動するときは、あらかじめ当該高压ガスの移動中充填容器等が危険な状態となった場合、又は当該容器等に係わる事故が発生した場合における荷送人へ確実に連絡するための措置、荷送人又は移動経路の近辺に所在する第一種製造者、販売業者その他、高压ガスを取り扱う者から応援を受けるための措置、その他の災害発生又は拡大防止のために必要な措置をする。	質量3000kg以上の液化石油ガスの移動
17	繁華街及び二人乗車	移動するときは繁華街又は人ごみを避けること。 下記の場合は、車両1台について運転者を2人充てること。 (イ)連続運転時間が4時間を超える場合 (ロ)運転時間が、1日当たり9時間を超える場合	質量3000kg以上の液化石油ガスの移動
18	イエロー・カード	移動するときは、運転者が移動中の災害防止のために必要な注意事項を記載した書面（イエロー・カード）を常に携帯させ、注意事項を遵守すること。	

※ 充填容器等の保管については貯蔵施設で行い、車両上での保管を禁止する。

例示基準

53. 充填容器等の移動時に携行する消防設備並びに資材

規則関係条項 第48条第12号、第49条第5号

充填容器等を移動するときに携行する消防設備並びに必要な資材及び工具は、次の各号に定めるものとする。

これらの携行する用具、資材等は1月に1回以上点検し、常に正常な状態に維持するものとする。

1. 消火設備

1. 1 車両に固定した容器により移動する場合に携行する消防設備は次の表に掲げる消火器とし、速やかに使用できる位置取り付けたものであること。

消火器の種類		備付け個数
消火薬剤の種類	能力単位	
粉末消火剤	B-10 以上	車両の左右にそれぞれ1個以上

備考 能力単位は、「消火器の技術上の規格を定める省令」(昭和39年自治省令第27号)に基づき定められたものをいう。(以下同じ。)

1. 2 充填容器等を車両に積載して移動する場合(質量5kg以下の高圧ガスを移動する場合を除く。)に携行する消防設備は、次の表に掲げる消火器とし、速やかに使用できる位置に取り付けたものであること。

移動によるガス量による区分	消火器の種類		備付け個数
	消火薬剤の種類	能力単位	
1,000kgを超える場合	粉末消火剤	B-10 以上	2個以上
150kgを超える 1,000kg以下の場合	粉末消火剤	B-10 以上	1個以上
150kg以下の場合	粉末消火剤	B-3 以上	1個以上

備考 一つの消火器の消火能力が所定の能力単位に満たない場合にあっては、追加して取付ける他の消火器との合算能力が所定の能力単位に相当した能力以上であればその所定の能力単位の消火器を取付けたとみなすことができる。

2. 資材及び工具等

品名	仕様	備考
赤旗		
赤色合図灯又は懐中電灯	車両備付け品でよい。	
メガホン		
ロープ	長さ15m以上のもので2本以上	
漏洩検知剤		
車輪止め	2個以上	
容器バルブ開閉用ハンドル	移動する容器に適合したものの	車両に固定した容器及び容器にバルブ開閉用ハンドルが装着されている場合を除く。
容器バルブグランドスパナ 又はモンキースパナ	移動する容器に適合したものの	車両に固定した容器の場合を除く。
革手袋		

54. 移動中の災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置

規則関係条項 第48条第16号ハ、第49条第8号

液化石油ガスの移動中、災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置は、次の各号に掲げる事項について講ずるものとする。

1. 出発前に車両に固定した容器又は積載した容器、附属品等及び保護具、資材、工具等の携行品の整備並びにガス漏えいの有無の確認
2. 移動中の事故が発生した場合は、次の事項
 - 2.1 ガスの漏えいがあった場合は、その箇所の確認及び修理
 - 2.2 ガスの漏えい箇所の修理ができなかった場合
 - (1) 状況に応じ安全な場所に移動
 - (2) 付近の火気の管理
 - (3) 着火したときは、容器破裂等の危険のない場合は消火
 - (4) 付近の人に対する退避及び通行人に対する交通遮断の指示
 - (5) 援助を依頼する相手に対する連絡
 - (6) 状況に応じ安全な場所へ退避

55. 充填容器等の転落、転倒等を防止する措置（移動）

規則関係条項 第49条第4号

充填容器等の移動に係る転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置は、次の各号の基準によるものとする。

1. 充填容器等を車両に積載し、若しくは車両から荷卸し、又は地盤面上を移動させる場合は、次の各号の基準により行うものとする。
 - 1.1 充填容器等を車両に積載し、又は車両から荷卸しするときは、ゴム製マットその他衝撃を緩和するものの上で行うこと等により、当該充填容器等が衝撃を受けないような措置を講ずること。
 - 1.2 充填容器等の胴部と車両との間に布製マットをはさむこと等により、摩擦を防止し、かつ、当該充填容器等にきず、へこみ等が生じないような措置を講ずること。
 - 1.3 プロテクターのない容器にあっては、キャップを施して行うこと。
 - 1.4 地盤面上を手により移動するときは、充填容器等の胴部が地盤面に接しないようにして行うこと。
2. 充填容器等を車両に積載して移動する場合は、次の各号の基準により行うものとする。
 - 2.1 車両の最大積載量を超えて積載しないこと。
 - 2.2 充填容器等の積載は、次の方法により行うこと。
 - (1) 充填容器等（500kg入りのもの等本来立積み又は斜め積みとする構造を有していないものを除く。）は、立積み又は斜め積みとし、10kg入り以下のものを除き1段積みとすること。ただし、斜め積みの場合には安全弁の放出口を上に向け、充填容器等の側面と車両の荷台との角度は20度以上とし、かつ、その角度を保持することができる措置を講ずること。
 - (2) 充填容器等は、荷崩れ、転落、転倒、車両の追突等による衝撃及びバルブの損傷等を防止するため、車両の荷台の前方に荷ずれが生ずるおそれのないことが明らかな場合を除き、車両の荷台の前方に寄せるか、又は木枠、止め木若しくは歯止めを設ける等による荷ずれを防止するための措置を講じ、充填容器等同士の隙間をできる限り小さくするよう整然と緊密に積み付けるとともに、次に掲げるいずれかの措置を講ずること。
イ. ロープ、ワイヤロープ、ベルトラッシングの荷締機、ネット等（以下「ロープ等」という。）を使用して充填容器等を確実に車両の荷台に固縛し、かつ、当該充填容器等の

- 後面と車両の後バンパの後面（後バンパのない場合には車両の後面とする。以下同じ。）との水平距離が約30cm以上であること。
- ロ. ロープ等を使用して充填容器等を確実に車両の荷台に固縛し、かつ、車両の後部に厚さ5mm以上、幅100mm以上のバンパ（SS400を使用したものであること。以下同じ。）を設けること。
- ハ. ロープ等を使用して充填容器等を確実に車両の荷台に固縛し、かつ、積載した充填容器等の後面と車両の後部の側板との間に厚さ100mm以上の緩衝材（自動車用タイヤ、毛布、フェルト、シート等）を挿入すること。
- ニ. 車両の側板の高さ（側板の上部に補助枠又は補助板を設けた場合はこれを含めた高さとする。以下同じ。）が積載した充填容器等の高さ（例えば、充填容器等を2段に積み重ねた場合は、最上段にある2段目のものの高さをいう。以下同じ。）の2/3以上となる場合（図参照）であって、木枠、角材等を使用して充填容器等を確実に車両の荷台に固定し、かつ、当該充填容器等の後面と車両の後バンパの後面との水平距離が約30cm以上であること。

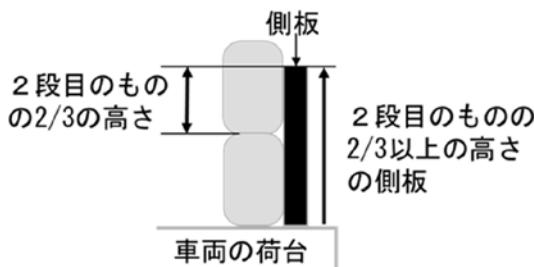


図 充填容器等を2段に積み重ねた場合の側板の高さ（概念図）

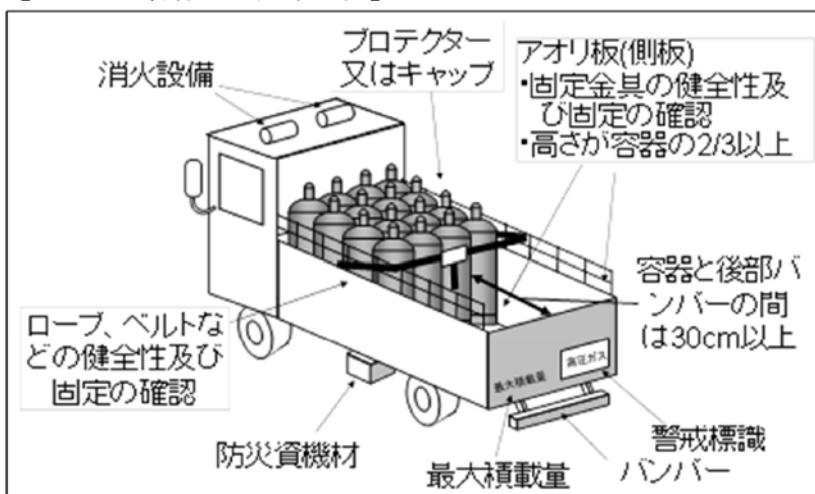
- ホ. 車両の側板の高さが積載した充填容器等の高さの2/3以上となる場合であって、木枠、角材等を使用して充填容器等を確実に車両の荷台に固定し、かつ、車両の後部に厚さ5mm以上、幅100mm以上のバンパを設けること。
- ヘ. 車両の側板の高さが積載した充填容器等の高さの2/3以上となる場合であって、木枠、角材等を使用して充填容器等を確実に車両の荷台に固定し、かつ、積載した充填容器等の後面と車両の後部の側板との間に厚さ100mm以上の緩衝材（自動車用タイヤ、毛布、フェルト、シート等）を挿入すること。

- 備考 (1) ロープ等、木枠、止め木、歯止め、角材等は、積載する充填容器等の数量・積付け方法、走行ルートも考慮した発進時・走行中（特に旋回時）・停止時に充填容器等に生じ得る慣性力、固縛・固定の方法等に応じて十分な強度を有するものを使用する必要がある。
- (2) 固縛・固定は、上記（1）を使用し、緩み等が生じないよう確実に行わなければならず、大小の充填容器等を混載する場合にあっては、特に急停止時に小型のものが抜けて飛び出すことのないよう注意が必要である。なお、走行状況や道路状況等に応じて、移動途中、適宜、その状態が維持されていることを確認することも重要である。
- (3) 立積みにした充填容器等の高さについては、合理的に、かつ、客観的に反証のない限り、容器の底部からキャップ、プロテクター等を含めた充填容器等の頂点までの高さとする。なお、車両の荷台の床面にマット等を敷き、その上に充填容器等を置く場合にあっては、マット等の厚さ分だけ側板の高さを高くすることが必要となる。
- (4) 積載した充填容器等の後部と車両の後部の側板との間へ緩衝材を挿入する場合、当該緩衝材が走行時に外れたり、変形したり、ずれたりするなどして、後方から衝撃が発生した際に、その衝撃を吸収することができない状態とならないよう確実に行う必要がある。
3. 車両に積載したときは、当該車両の側板は正常な状態に閉じた上確実に止金をかけること。

【L P ガス容器の固定方法の例】

	基 準	例
(イ)	ロープ、ワイヤー ロープ、荷締め 器、ネットなどで 確実に締める。	容器後部と後ろバンパーとの間 30cm以上
(ロ)	同 上	補強バンパーSS400 相当材 ・厚さ 5mm以上 ・幅 100mm以上
(ハ)	同 上	緩衝材厚さ100mm以上、 自動車用タイヤ、毛布、 シートなど

【L P ガス容器の配送車の例】



参 照：日団協技術資料 D他-0012023

「液化石油ガスの移動（運搬）における高圧ガス事故防止の注意事項」より抜粋

固定ミスの具体的な注意事項

L P ガス容器を移動する場合、固定は注意すべき基本的事項であり、容器の積み下ろし等を行う都度、十分な確認を行うこと。

- ① ロープ、ベルト、荷締め器、金具などの固定器具の健全性および確実に固定されていることの確認。
- ② 車両積載量に対して過積載になっていないことを確認。
- ③ アオリ板、ゲート、止め具、フックなどの固定が容器の 2/3 以上および確実になされていることの確認。
- ④ キャスター付きの高圧ガス容器の場合は、キャスターではなく、高圧ガス容器を固定
- ⑤ 容器の配置は千鳥配置がより安定。
- ⑥ 走行中の振動で、高圧ガス容器周辺に積載された荷物が、バルブに当たり、バルブが開いて漏えいし、可燃性ガスの場合には火災となる可能性があるので注意が必要。
- ⑦ 容器運搬用の手押し車等、容器以外の積載物に関しても、落下防止措置が講じられているか確認。

参 照：日団協技術資料 D他-0012023

「液化石油ガスの移動（運搬）における高圧ガス事故防止の注意事項」より抜粋

消火器（加圧式・蓄圧式）のチェック項目

	種類	点検項目	点検方法	判定方法
1	共通	本体容器	目視	消火薬剤の漏れ・変形・損傷・著しい腐食などがないこと
2	共通	安全栓の封	目視	a 損傷又は脱落がないこと。 b 確実に取り付けられていること
3	共通	安全栓	目視	a 安全栓が外れていないこと b 操作に支障がある変形や損傷がないこと c 確実に装着されていること
4	加圧式	使用済みの表示装置	目視	変形・損傷・脱落がなく、作動していないこと
5	共通	押し金具及びレバーなどの操作装置	目視	変形や損傷などがなく、確実にセットされていること
6	共通	キャップ	目視・手で締め付けて確認	a 強度上支障のある変形や損傷などがないこと b 容器に緊結されていること。
7	共通	ホース	目視・手で締め付けて確認	a 変形・損傷・老朽化などがなく、内部に詰まりがないこと b 容器に緊結されていること
8	a～c 共通 d 蓄圧式	ノズル、ホーン及びノズル栓	目視・手で締め付けて確認	a 変形・損傷・老朽化などがなく、内部に詰まりがないこと b ホースに緊結されていること c ノズル栓が外れていないこと d ホーン握り（二酸化炭素消火器に限る。）が脱落していないこと
9	蓄圧式	指示圧力計	目視	a 変形・損傷などがないこと b 指示圧力値が緑色範囲にあること

消火器の使用期限

使用期限（業務用消火器はおおむね 10 年）を過ぎた消火器は速やかに更新すること。

参 照：一般社団法人日本消火器工業会「消火器読本（2016）」より引用

5. 移動中の災害防止のために必要な注意事項（イエローカード）

- (1) 品名
- (2) 事故発生時の応急措置
- (3) 緊急通報
- (4) 緊急連絡
- (5) 災害拡大防止処置
 - ① 漏洩・飛散したときの処置
 - ② 周辺火災のときの処置
 - ③ 着火したときの処置
- (6) 救急措置
 - ① 火傷の処置
 - ② 凍傷の処置
 - ③ 酸欠の処置
- (7) 特記事項
 - ① ガスの特性
- (8) 防災事業所（332 ページ参照）

防災事業所一覧

【東部地区】

事業所名	所在地	電話	責任者
杉本工業株	下田市	0558-22-3153	工場長
(株)鈴与ガスあんしんネット	西伊豆営業所	0558-52-0303	課長代理
エネジン株 伊東支店	伊東市	0557-51-1151	支店長
(株)ザ・トーカイ 熱海支店	熱海市	0557-68-3271	支店長
(株)カジマヤ	御殿場市	0550-88-0111	L P ガス事業部長
(株)鈴与ガスあんしんネット	三島事業所	055-972-8866	統括部長
(株)ザ・トーカイ 沼津支店	沼津市	055-921-5390	支店長
日本ガス興業株	沼津市	055-966-1101	保安係員
富士ツバメ株 沼津支店	沼津市	055-966-5321	支店長
(株)鈴与ガスあんしんネット	富士事業所	0545-35-3573	部 長
(株)ザ・トーカイ 富士支店	富士市	0545-61-4025	支店長

【中部地区】

事業所名	所在地	電話	責任者
イワタニ首都圏株 静岡支店	静岡市清水区	054-346-2341	支店長
富士ツバメ株 静清支店	静岡市清水区	054-345-0195	支店長
(株)ザ・トーカイ 静岡支店	静岡市駿河区	054-237-3661	支店長
(株)サイサン 中部支店 牧之原営業所	牧之原市	0548-52-0141	所 長
(株)ザ・トーカイ 棟原支店	吉田町	0548-32-1155	支店長

【西部地区】

事業所名	所在地	電話	責任者
(株)ザ・トーカイ 中遠支店	磐田市	0538-34-6025	支店長
サーラエナジー株 浜松支社	浜松市中央区	053-462-9325	ガス業務G保安計画チームリーダー
(株)鈴与ガスあんしんネット	浜松事業所	053-421-0372	課 長
(株)ザ・トーカイ 浜松支店	浜松市中央区	053-461-9171	支店長
富士ツバメ株 浜松支店	浜松市中央区	053-434-3031	支店長
三愛オブリガス東日本株 東海支店	浜松市浜名区	053-585-5931	配送課長

【連絡先】

静岡県危機管理部消防保安課	054-221-2076
静岡市消防局消防部予防課	054-280-0194
浜松市消防局予防課	053-475-7542
(一社) 静岡県L P ガス協会	054-255-2451
東部支部	055-923-1070
中部支部	054-255-2451
西部支部	053-465-1178

6. トラックでの荷役作業時の安全対策（労働安全衛生法）

トラックでの荷役作業時における安全対策強化のため、労働安全衛生規則により、「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」、「昇降設備の設置」「保護帽の着用」が義務付けられる。

（1）テールゲートリフター特別教育の実施義務

貨物自動車に設置されているテールゲートリフターの操作の業務（荷役作業を伴うものに限る）に就かせる労働者に対し、事業者が特別教育を実施することが義務化されている。

① 特別教育の内容

種類	科目	範囲	時間
学科教育	テールゲートリフターに関する知識	テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5 時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	荷の種類及び取扱い方法 台車の種類、構造及び取扱い方法 保護具の着用 災害防止	2 時間
	関係法令	労働安全衛生法令中の関係条項	0.5 時間
実技教育	テールゲートリフターの操作の方法		2 時間

② 特別教育の科目の省略

施行の日（2024年2月1日）時点において、6月以上の業務従事歴を有する者は、次とおり教育時間を省略できる。

- ▶ テールゲートリフターに関する知識（1.5時間） → 45分以上
- ▶ テールゲートリフターの操作に関する実技教育（2時間） → 60分以上

③ 特別教育の実施

1) 自社で行う

テールゲートリフター特別教育の講師は、特に資格要件はないが、学科及び実技の科目について十分な知識、経験を有する者が実施すること。

2) 外部機関が行う特別教育を受講する

地域の労働基準協会や自動車学校等が行う特別教育を受講することができる。

【参考】陸上貨物運送事業労働災害防止協会（陸災防）

荷役労働災害防止対策 テールゲートリフター特別教育関連情報

<https://rikusai.or.jp/measures/niyakuboushi/>

④ 記録の保存

事業者が特別教育を行ったときは、事業者において受講者、科目等の記録を作成し、3年間保存すること。

（2）昇降設備、保護帽の設置義務

① 昇降設備の設置

最大積載量2トン以上の貨物自動車は、荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置が義務づけられている。

② 保護帽の着用

荷を積み卸す作業を行うときに、貨物自動車について、最大積載量が5トン以上のものに加え、次の項目に該当する場合、事業者が労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる。

なお、保護帽は、型式検定に合格した「墜落時保護用」のものを使用すること。

- 1) 最大積載量が2トン以上5トン未満の貨物自動車であって、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの（平ボディ車、ウイング車等）。

- 2) 最大積載量が2トン以上5トン未満の貨物自動車であって、テールゲートリフターが

設置されているもの（テールゲートリフターを使用せずに荷を積み卸す作業を行う等の場合は適用されない）。

（3）運転位置から離れる場合の措置

走行のための運転位置とテールゲートリフター等の操作位置が異なる貨物自動車を運転する場合において、テールゲートリフター等を操作し、又は操作しようとしている場合は、原動機の停止義務の適用が除外される。

なお、ブレーキを確実にかける等の貨物自動車の逸走防止措置については、引き続き義務付けられることにご留意すること。

また、逸走防止の観点から、可能な範囲で原動機も停止すること。

7. リスクアセスメント（労働安全衛生法）

リスクアセスメントとは化学物質やその製剤の持つ危険性や有害性を特定し、それによる労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することをいう。

2016年6月1日改正の労働安全衛生法では、一定の危険有害性のある化学物質について、事業所におけるリスクアセスメントが義務付けられた。

この法改正により、LPGガス中の「ブタン」及び「ペンタン」は、危険・有害性のある化学物質に指定され、また2017年3月1日より「エチレン」、「プロピレン」、「ブチレン」も当該物質に指定された。

さらに、2023年9月29日の法改正で、2026年4月1日より「プロパン」も当該物質に指定されることとなり、これらを1wt%（重量パーセント）以上含有しているLPGガスを取り扱う事業所では、リスクアセスメントを行い従業員などに火災・爆発等の危険、暴露・吸引による健康障害などが生じないように配慮する必要がある。

（1）適用される事業所

LPGガスを取り扱うすべての事業所が対象

① 取扱事業所

危険・有害物質の暴露吸引リスクがある事業所

→ リスクアセスメント及び化学物質管理者の選任が必要

- | | |
|----------------|---------------------|
| ▶ 輸入基地（製油所を除く） | ▶ 容器配達事業者（バルブ操作を行う） |
| ▶ 二次基地 | ▶ バルクローリ運送事業者 |
| ▶ 容器充填所 | ▶ タンクローリ運送事業者 |
| ▶ オートガスタンド | ▶ 容器再検査事業者 |
| ▶ 工業用・農業用消費者 | ▶ バルク貯槽くず化事業者 |
| ▶ 業務用消費者（個人除く） | ▶ プラント工事／検査会社 |

② 譲渡提供事業所

従業員が危険・有害物質に触れることない事業所

→ 化学物質管理者の選任が必要（リスクアセスメントは不要）

- | |
|---------------------------|
| ▶ LPGガス販売事業所（伝票等の取引のみを行う） |
|---------------------------|

③ その他

→ リスクアセスメント及び化学物質管理者の選任不要

- | |
|---------------------|
| ▶ 個人の業務用消費者 |
| ▶ バルブ操作を行わない容器配達事業者 |

（2）化学物質管理者の選任

取扱事業所、譲渡提供事業所ともに化学物質管理者を選任する。ただし、一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業所は除外する。（「取扱事業所」で、業務用や工業用の顧客がなく、従業員がいない場合や、「譲渡提供事業所」で業務用や工業用の顧客がない場合が該当）

① 選任者の要件

必須要件はないが、化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者。特に次の者から選任することが望ましい。

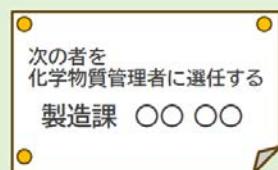
- ▶ 化学物質管理者講習修了者
- ▶ 化学物質管理者講習修了者と同等の能力を有すると認められる者
- ▶ 化学物質管理者講習に準ずる講習を受講している者

② 選任者の周知

選任に伴う届出等は不要だが、化学物質管理者の氏名を事業場の見やすい箇所に掲示すること等により関係労働者に周知しなければならない。

周知の方法は、前述の他、化学物質管理者に腕章を付けさせる、特別の帽子を着用させる、事業場内部のイントラネットワーク環境を通じて関係労働者に周知する方法等による。

例)周知方法



事業所の見えやすい
箇所に掲示する

選任者に腕章をつける
特別な帽子を着用する

事業場内部のイントラ
ネットワーク環境を通
じて周知する

③ 化学物質管理者の職務

取扱事業所

- 1) ラベル表示及び安全データシート（S D S）通知
- 2) リスクアセメントの実施
- 3) リスクアセメントの結果に基づく暴露防止措置内容及び実施
- 4) リスクアセメント対象物を原因とする労働災害が発生した場合の対応
- 5) リスクアセスメントの結果等の記録の作成及び保存並びに労働者への周知

譲渡提供事業所

- 1) ラベル表示及び安全データシート（S D S）通知

※ S D S（安全データシート）とは

- ▶ 化学物質を適正に使用・管理するためには、自分が取り扱っている化学物質や製品に関して、その成分や性質、取扱方法を調べ、リスクを把握する必要がある。
- S D Sとは製造・販売業者などの事業者が化学物質や製品を他の事業者に出荷する際に、その相手方に対して、その化学物質に関する情報を提供するために作成される文書のこと。

（3）リスクアセスメントの実施時期

次の場合に実施する。

① 法的義務

- 1) L Pガスを原材料などとして新規に採用したり、変更したりするとき
→ 容器充填所やオートガススタンドを新規に開設した場合や、工業用・農業用や業務用で新たにL Pガスを供給する場合など。

- 2) LPガスを製造し、または取り扱う業務の作業の方法や作業手順を新規に採用し変更したりするとき
→ 容器充填所で新たにバルクローリ出荷設備を設置した、機械式充填機を電子式充填機に更新した場合など。
 - 3) 対象物に危険性または有害性などに変化が生じたか、生じるおそれがあるとき
→ LPガスの新たな危険有害性が SDS (労働安全衛生法による安全データシート) などにより提供された場合など。
- ② 指針による努力義務
- 1) 労働災害発生時
 - 2) 過去のリスクアセスメント以降、リスクの状況に変化があったとき
 - 3) 過去にリスクアセスメントを実施したことがないとき
- ※ 事業所への労働基準監督署の立入調査の際、指針による努力義務が実施されていない場合は、改善指導の対象となる。

(4) リスクアセスメントの実施時期

リスクアセスメントは、次の流れで実施する。

- ① LPガスの危険性または有害性の特定
 - ▶ SDSなどを用い、危険性や有害性を特定する。
- ② 特定された危険性または有害性によるリスクの見積り
 - ▶ 危険性：リスクマトリクス法によりリスクを見積る。
 - ▶ 有害性：暴露濃度を測定する。
- ③ リスクの見積りに基づくリスク低減措置内容の検討
 - ▶ 発生確率を下げる、あるいは事が起きた際の重篤度を低減させる方法を検討する。
- ④ リスク低減措置の実施
 - ▶ 設備、装置の改造や手順変更、教育訓練による対応を実施する。
- ⑤ リスクアセスメント実施結果の関係者への周知
 - ▶ リスクアセスメント実施結果を作業場へ掲示、書面交付、研修会などで関係者に周知する。

※ リスクアセスメントの実施や、実施結果等の記録の作成及び保存並びに労働者への周知の詳細等については、日本LPガス団体協議会HPの技術指針を参照のこと。

【参考】日本LPガス団体協議会

保安関連情報

2. 技術指針 (G)

G労-001 LPガス取扱事業者のリスクアセスメント対応指針

<https://www.nichidankyo.gr.jp/technology/>

The screenshot shows the Japanese LP Gas Association website. The top navigation bar includes links for 'Knowing? LP Gas Reading Book is here' (会員ページ), 'FAQ' (お問い合わせ), and 'Membership Page' (会員ページ). The main content area is titled 'G勞-001 LPガス取扱事業者のリスクアセスメント対応指針' (Guideline for Risk Assessment Response for LP Gas Handling Businesses). Below this, a list of resources is provided:

- [G労-001 LPガス取扱事業者のリスクアセスメント対応指針](#)
- [リスクアセスメント実施例集](#)
- [リスクアセスメント対応指針Q&A](#)
- [リスクアセスメント実施結果（掲示例）](#)
- [化学物質管理者が行う記録・保管のための様式（例）](#)
- [リスクアセスメント対応指針の説明動画「概要」](#)
- [リスクアセスメント対応指針の説明動画「化学物質管理者の選任」](#)
- [リスクアセスメント対応指針の説明動画「リスクアセスメントに関する変更点」](#)